

別表

グリーン購入基準（令和7年4月1日）

1. 定義

この別表において、「判断の基準」、「基準値1」、「基準値2」及び「配慮事項」は、それぞれ次のとおりとする。

「判断の基準」:	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
「基準値1」:	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目おけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等が無い限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値2」:	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」:	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1 用紙

特定調達品目	購入基準（仕様）
コピー用紙     	【判断の基準】 ①環境省の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 - 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 - バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 - 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
フォーム用紙 	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 - バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 - 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

		棄時の負荷低減に配慮されていること。
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	【判断の基準】 ①基本方針の総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ・総合評価値がより高いものであること。 ・古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ・バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。
	塗工されている印刷用紙  	

2 衛生用紙

特定調達品目	購入基準（仕様）
トイレットペーパー ティッシュペーパー  	【判断の基準】 ○古紙パルプ配合率100%であること。 【配慮事項】 ・製品の包装及び梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

3 印刷物

特定調達品目	購入基準（仕様）
報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等    	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○基準値1は次の①から⑤までの要件を、基準値2は次の①から④までの要件をそれぞれ満たすこと。 ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「用紙」参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②基本方針の表1に示されたリサイクル適正Aランクの用紙、インキ等の資材が使用されていること。ただし、印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、基本方針の表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ. 環境報告書等を作成し、及び公表している事業者であること。 ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

	エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ. グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。 ＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア. バイオマスを含むインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（基本方針「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 【配慮事項】 ・印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ・デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り削減されていること。 ・揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ・インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ・印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ・紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	---

4 文具類

特定調達品目	購入基準（仕様）
【文具類共通】    	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、全ての材料が金属の場合は、イの要件を除く。 ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品

の設計がなされていること。 イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ・古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ・材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ・間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ・製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であって、個別の特定調達品目について判断の基準(※印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(※印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所の上に上記の判断の基準を適用する。	
〔筆記具〕	
シャープペンシル	【配慮事項】 ・残芯が可能な限り少ないこと
シャープペンシル替芯	【判断の基準】は容器に適用。
ボールペン	【判断の基準】 ※文具類共通の判断の基準を満たし、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ・消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
〔テープ類〕	
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	【判断の基準】 ※テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ※テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
〔紙製品〕	

ノート	【判断の基準】 ※古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
タックラベル インデックス 付箋紙	【判断の基準】 ※金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解し、又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ※古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
事務用封筒（窓付き）	【判断の基準】 ※古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。） ※窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
ファイル フラットファイル ボックスファイル クリアーファイル クリアーホルダー Z式ファイル 等	【判断の基準】 ※金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
〔その他〕	
つづりひも	【判断の基準】 ※次のいずれかの要件を満たすこと。

	①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
のり（液状、スティック）	【判断の基準】は容器に適用。 【配慮事項】 ・液状については、内容物が補充できること。
はさみ	【配慮事項】 ・再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がなされていること。
定規	
連射式クリップ（本体）	【判断の基準】 ※金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
修正液	【判断の基準】は容器に適用。
修正テープ	【判断の基準】 ※金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ・消耗品が交換できること。
スタンプ台、朱肉	【判断の基準】 ※金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ・インク又は液が補充できること。
消しゴム	【判断の基準】は巻紙（スリーブ）又はケースに適用。
ステープラー（汎用型）	【判断の基準】 ※金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ・再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がなされていること。

ステーブラー（汎用型以外）	【配慮事項】 ・再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がなされていること。）。
額縁	
その他事務用物品	その他の事務用品については、♻️マーク付きの物品を購入する。

5 衣料品等

特定調達品目	購入基準（仕様）
服 作業服  	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ・製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ・製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん  	【判断の基準】 ○未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること（タフテッドカーペット、織じゅうたん）。 ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ・製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
カーテン 布製ブラインド  	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエ

	テル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ・臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ・製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ・製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
作業手袋 	【判断の基準】 ○主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（滑り止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（滑り止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（滑り止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（滑り止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 【配慮事項】 ・未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（滑り止め塗布加工部分を除く。）。 ・漂白剤を使用していないこと。

6 家電製品

特定調達品目	購入基準（仕様）
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫   	【判断の基準】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が基本方針の表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した次の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。 ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が基本方針の表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した次の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化

	学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
テレビジョン受信機    	【判断の基準】 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が基本方針の表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した次の数値を上回らないこと。 ア. 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。 ウ. 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機にあっては、エネルギー消費効率が基本方針の表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ④特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。）が含有率基準を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
エアコン 	【判断の基準】 ①家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第3号（一）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が基本方針の表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が基本方針の表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が基本方針の表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。 ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率の数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値。

	④冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ⑤特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ・冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	---

7 OA機器

特定調達品目	購入基準（仕様）
画像機器等   複合機 コピー機、拡張機能のあるデジタルコピー機 プリンター、プリンター複合機 ファクシミリ スキャナー	【判断の基準】 <共通事項> 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <個別事項> ①国際エネルギースタープログラム（Ver. 3.0）の基準に適合していること。 ②使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ③少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ④用紙の判断基準を満たした用紙を使用することが可能であること。 <個別事項> ①国際エネルギースタープログラム（Ver. 2.0）の基準に適合していること。 ②使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ③少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ④用紙の判断基準を満たした用紙を使用することが可能であること。 <個別事項> ①国際エネルギースタープログラム（Ver. 3.0）の基準に適合していること。 ②少なくとも部品の一つへの再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。（インパクト方式の機器には非適用） ③用紙の判断基準を満たした用紙を使用することが可能であること。 <個別事項> ①国際エネルギースタープログラム（Ver. 2.0）の基準に適合していること。 <個別事項> ①国際エネルギースタープログラム（Ver. 3.0）の基準に適合していること。

	【配慮事項】 ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること（複合機、コピー機等）。 ・使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理をされる場合は、この限りでない（複合機、コピー機等、プリンター等、ファクシミリ）。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること（複合機、コピー機等）。 ・使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用をされない部分については適正処理されるシステムがあること（スキャナー）。 ・分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること（複合機、コピー機等） ・分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること（プリンター、ファクシミリ、スキャナー）。 ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること（プリンター等、ファクシミリ、スキャナー）。 ・プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること（ファクシミリ、スキャナー）。 ・紙の使用量を削減できる機能を有すること（複合機、コピー機等、プリンター等）。 ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること（プリンター等、ファクシミリ、スキャナー）。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
デジタル印刷機 	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が基本方針の表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。）が含有率基準値を超えないこと。 ③用紙の判断基準を満たした用紙を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ・インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ・使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理をされる場合は、この限りでない。 ・分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が基本方針の表1に示



- された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。
- ア. 基本方針の表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
- イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、基本方針の備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が基本方針の備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
- ウ. ワークステーションの場合は、基本方針の備考6アの算定式により算定した加重消費電力が基本方針の備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。
- エ. シンクライアントの場合は、基本方針の備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が基本方針の備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
- ③特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
- ④一般行政事務用ノートパソコンの場合は、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。
- ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- 【配慮事項】
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
 - ・一般行政事務用ノートパソコンは、バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと。
 - ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。
 - ・筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。
 - ・筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。
 - ・製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の附属品が可能な限り削減されていること。
 - ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
 - ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

8 自動車

特定調達品目	購入基準（仕様）
自動車 	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用。）

⑧乗用車・小型バス

ア. ガソリン自動車

乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車

イ. ディーゼル自動車

小型バスにあつては、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車

⑨小型貨物車

ア. ガソリン自動車

車両総重量 3.5 t 以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ. ディーゼル自動車

小型貨物車にあつては、表 5 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

⑩重量車

ア. 乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 超の乗用自動車にあつては、表 6 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ. 車両総重量 3.5 t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあつては、表 7 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

ウ. 車両総重量 3.5 t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラックタ」という。）にあつては、表 8 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

⑪LPガス自動車

ア. 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ. 小型貨物車（車両総重量 2.5 t 以下のものに限る。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 9 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

【配慮事項】

- ・エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ・再生材が可能な限り使用されていること。
- ・バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
- ・エコドライブ支援機能を搭載していること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。
- 3 「車両総重量」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 4 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会に

において特定された３１鉱種（希土類は１７元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

- ７ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- ８ 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- ９ 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員１０人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（Ｅ３、Ｅ１０及びＥＴＢＥ）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- １０ 軽油を燃料として利用する自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（Ｂ５）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表１ ガソリン自動車又はＬＰガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（１．７ｔ以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（１．７ｔ超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

- 備考）
- １ 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
 - ２ 「軽量貨物車」とは、車両総重量１．７ｔ以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 - ３ 「中量貨物車」とは、車両総重量１．７ｔ超３．５ｔ以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 - ４ 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
 - ５ 排出ガスの測定モードに即しＪＣ０８モード又はＷＬＴＣモードのいずれかを満たすこと。

表２ ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はＬＰガス乗用車に係るＪＣ０８モード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	ＬＰガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上

車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

備考) 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJCO8モード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4 ガソリン小型貨物車に係るJCO8モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造 A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手 動 式	741kg未満	構造 B	18.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満		18.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km/L以上
		741kg以上 856kg未満		16.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		15.4km/L以上
		971kg以上		14.7km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
中量貨物車	手 動 式		構造 A	14.2km/L以上
		1,311kg未満		13.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg以上		12.7km/L以上
			構造 B 1	11.9km/L以上
	手 動 式	1,311kg未満	構造 B 2	11.2km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造 B 1	10.6km/L以上
			構造 B 2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造 B 1	10.3km/L以上
			構造 B 2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造 B 1	10.0km/L以上
			構造 B 2	9.7km/L以上

		1, 651kg以上1, 761kg未満	構造 B 1	9. 8km/L以上
			構造 B 2	9. 3km/L以上
		1, 761kg以上	構造 B 1	9. 7km/L以上
			構造 B 2	8. 9km/L以上
	手動式以外のもの	1, 311kg未満	構造 B 1	10. 9km/L以上
			構造 B 2	10. 5km/L以上
		1, 311kg以上1, 421kg未満	構造 B 1	9. 8km/L以上
			構造 B 2	9. 7km/L以上
		1, 421kg以上1, 531kg未満	構造 B 1	9. 6km/L以上
			構造 B 2	8. 9km/L以上
		1, 531kg以上1, 651kg未満	構造 B 1	9. 4km/L以上
			構造 B 2	8. 6km/L以上
		1, 651kg以上	構造 B 2	7. 9km/L以上
		1, 651kg以上1, 761kg未満	構造 B 1	9. 1km/L以上
		1, 761kg以上1, 871kg未満		8. 8km/L以上
		1, 871kg以上		8. 5km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0. 3以下となるものであること。

イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A以外の構造をいう。以下同じ。

3 「構造 B 1」とは、構造 Bのうち備考 1 イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

4 「構造 B 2」とは、構造 Bのうち構造 B 1以外の構造をいう。以下同じ。

表 5 ディーゼル小型貨物車に係る J C O 8 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造 A	25. 5km/L以上
		741kg以上		22. 3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23. 0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		21. 6km/L以上
		856kg以上		20. 8km/L以上
	手 動 式	741kg未満	構造 B	20. 0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19. 8km/L以上
		856kg以上 971kg未満		18. 9km/L以上
		971kg以上		18. 0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		18. 0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		17. 6km/L以上
		856kg以上 971kg未満		16. 9km/L以上
		971kg以上		16. 2km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1, 081kg未満		20. 4km/L以上
		1, 081kg以上		18. 8km/L以上
	手動式以外のもの	1, 081kg未満		19. 1km/L以上

中量貨物車		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造 B 2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造 B 2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造 B 2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造 B 2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造 B 2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造 B 2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造 B 2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造 B 2	11.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造 B 2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造 B 2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造 B 2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造 B 2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造 B 2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造 B 2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造 B 2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造 B 2	8.8km/L以上

表6 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 8t超 10t以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が 10t超 12t以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が 12t超 14t以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上

車両総重量が 14 t 超 16 t 以下	4. 23km/L 以上	4. 06km/L 以上
車両総重量が 16 t 超		3. 57km/L 以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表 7 トラック等（車両総重量 3.5 t 超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が 3.5 t 超 7.5 t 以下	最大積載量が 1.5 t 以下	10. 83km/L 以上
	最大積載量が 1.5 t 超 2 t 以下	10. 35km/L 以上
	最大積載量が 2 t 超 3 t 以下	9. 51km/L 以上
	最大積載量が 3 t 超	8. 12km/L 以上
車両総重量が 7.5 t 超 8 t 以下		7. 24km/L 以上
車両総重量が 8 t 超 10 t 以下		6. 52km/L 以上
車両総重量が 10 t 超 12 t 以下		6. 00km/L 以上
車両総重量が 12 t 超 14 t 以下		5. 69km/L 以上
車両総重量が 14 t 超 16 t 以下		4. 97km/L 以上
車両総重量が 16 t 超 20 t 以下		4. 15km/L 以上
車両総重量が 20 t 超		4. 04km/L 以上

表 8 トラクタ（車両総重量 3.5 t 超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が 20 t 以下のトラクタ	3. 09 km/L 以上
車両総重量が 20 t 超のトラクタ	2. 01 km/L 以上

表 9 LP ガス小型貨物車に係る 10・15 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg 未満	構造 A	15. 8km/L 以上
			構造 B	13. 3km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	14. 1km/L 以上
			構造 B	13. 1km/L 以上
		828kg 以上		12. 1km/L 以上
	手動式以外のもの	703kg 未満	構造 A	14. 8km/L 以上
			構造 B	12. 7km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	12. 9km/L 以上
			構造 B	12. 1km/L 以上
		828kg 以上		11. 7km/L 以上
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg 未満		13. 9km/L 以上
		1,016kg 以上		12. 3km/L 以上
	手動式以外のもの	1,016kg 未満		11. 7km/L 以上
		1,016kg 以上		10. 8km/L 以上
中量貨物車（車	手 動 式	1,266kg 未満	構造 A	11. 3km/L 以上

両総重量が2.5 t 以下のものに限る)			構造 B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	9.8km/L以上
			構造 B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上